

宝塚市公金管理基準

(目的)

第1条 この基準は、宝塚市の歳計現金、歳計外現金、基金に属する現金及び企業会計に属する現金（以下、「公金」という。）を地方自治法、同法施行令及び地方公営企業法、同法施行令の関係規定、また、預金保険法の預金保護制度の趣旨に鑑み、最も確実に有利な保管を行うことを目的とする。

(預金のできる金融機関)

第2条 公金を預金できる金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める金融機関の経営の健全性を測る指針に照らし、経営の健全性が客観的に示されていると認められる金融機関。
- (2) 金融機関破綻時において、借入金と預金との相殺処理が可能な金融機関。ただし、前号の規定を満たす金融機関については、借入金との相殺可能な金額を超えて預金することができる。

(預金の保護措置)

第3条 別に定める公金管理委員会が、預金先金融機関の経営の健全性において問題があると認める時はその旨、市長に報告する。

- 2 市長は前項の報告を受けた場合、預金の解約等、必要な保護措置をとるよう指示しなければならない。

(歳計、歳計外現金等の保管)

第4条 公金のうち基金を除くものについては、決済性預金のほか、大口定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証のあるもの。）、普通預金等の預金をもって保管することを原則とする。なお、1年を超える長期の運用が可能な歳計外現金及び企業会計に属する現金については、国債等の債券購入によることができる。

(基金に属する現金の保管等)

第5条 基金の保管等については、歳計現金への繰替運用を除き、次の各号によるものとする。

- (1) 大口定期預金等の預金
 - (2) 国債等の債券購入
- 2 前項の預金等については、複数の基金を一括で行うことができるものとする。

(債券運用)

第6条 債券運用する場合、別に定める債券運用指針に基づくものとする。

(会計相互間の資金融通)

第7条 一般会計、特別会計及び公営企業会計間においては、本市全体の市中金融機関等からの借入金残高の縮減を図ることを目的とする場合には、それぞれの余剰資金を融通することができる。

(公金の保管方法に関する疑義、その他方法での保管等)

第8条 公金の管理者は前条までの規定に基づく公金の保管等の方法について、疑義があ

る場合もしくはその他の方法で保管を行おうとする場合は、公金管理委員会の意見を参考にしなければならない。

(その他)

第9条 この管理基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月14日から施行する。